



労働組合の事務所が入る金ヶ崎解放会館前で監視力
メラが設置されていた電柱(右手前)を指す稻垣浩
=3月上旬、大阪市西成区の金ヶ崎

憲法事件を歩く 理念と現実のはざまで 77

編集委員 渡辺秀樹

JR新今宮駅の南側。日雇い労働の求職、求人者が集まる寄せ場があり、簡易宿泊所(ドヤ)や小さな飲食店などが立ち並ぶ一帯は、古くから金ヶ崎(大阪市西成区あいりん地区)と呼ばれる。

江戸時代、漁村にあった貧しい集落が明治

期、大阪府の取締規則で追い払われ、スラム

と木賃宿(安宿)が南に移ってきたのが始ま

りとされる。戦後復興から高度経済成長で日

雇い労働者の流入が急速に進んだ。

大阪市出身の稻垣浩(80)が日雇い労働で金

ヶ崎に来たのは1971(昭和46)年春だつ

た。栄養専門学校を卒業し、給食会社に就職。

労働組合をつくろうとしたら解雇され、その

無効を訴える裁判の費用と生活費を稼ぐため

だつた。

その後、第1次オイルショックによる

不況が始まると、金ヶ崎の労働者の仕事が減

り、ドヤに泊まれず路上で生活する人が増え

ていった。労組、全港湾建設支部西成分会に

加わった稻垣は、年末年始に野宿する労働者

のために地区内の公園にテントを張つたり、

炊き出しおこなつたりする「越冬闘争」に参加。

その後、自ら日雇いの労働組合をつくりて炊

き出しを通常化し、医療・労働相談やデモ行

進などにも取り組む。

「くすぶり(路上生活者らの蔑称)相手に

飯食わしてしないするんや」。周囲から何度、

けなされても、「どんな人も人間として生き

ていく権利がある」と、カンパを基にして炊

き出しを続け半世紀になる。

一方、金ヶ崎では日雇い労働者の不満を背

景に暴動が繰り返されてきた。その最初が61

年8月。高齢の労働者がタクシーにはねられ

たが、救急車の処理が遅れ、「見殺しにした

と集まつた労働者が騒ぎだした。暴徒化した

金ヶ崎監視カメラ問題・民事訴訟(上)

狭い地域に15台 「塀のない監獄」



西成署に据え付けられた監視カメラのモニターテレビ
=1991年8月撮影

(敬称略)
(日曜日に掲載します)

監視カメラの相談を受けた後藤は考えた。
「狭い地域に15台ものカメラを設置している。
こんなに梅田(オフィス街)や芦屋(高級住
宅街)にあるか。他のどこにもない。これは
単なる防犯ではない。稻垣氏ら労働者の活動
を監視するためだ」

その撤去を求める根拠を探した時、浮かん
だのが憲法13条から導き出されるプライバシ
ー権だった。後藤は9人の弁護団を結成。90
年、稻垣ら労働者や金ヶ崎の住民ら12人は方
メラの撤去と損害賠償を求め、府警を設置す
る大阪府を相手に大阪地裁へ提訴する。全国
で初めて、街頭監視カメラの違憲性を問う訴
訟の始まりである。

地裁で担当することになったのは偶然にも、金ヶ崎の近くで生まれ育った裁判長だっ
た。

第8部 13条

すべて国民は、個人として尊重
される。生命、自由及び幸福追
求に対する国民の権利について
は、公共の福祉に反しない限り、
立法その他の国政の上で、最大
の尊重を必要とする。

群衆が派出所や西成署、商店などを襲撃。投
石、放火、略奪を行い、死者1人、警察官・
一般人の負傷者934人を出す戦後最大の暴
動に発展した。

第7次暴動が起きた後の66年11月、大阪府
警は群衆の動きを早く的確につかむ名目で新
今宮駅近くなどに2台のカメラを設置。西成
署のモニターテレビで監視するようになっ
た。その後も暴動は続ぎ、カメラも増設され
ていく。日雇い労組の事務所が入る階建建
築「金ヶ崎解放会館」のはす向かいの電柱
にも78年に設置。「労働者の通行量が多く、
けんかや賭博などの犯罪発生率が高い」との
理由だった。カメラは83年までに15台になっ
た。旋回、ズームアップの機能はあるが、録
画はしていないとされた。

銀行などには既にあったが、街頭のカメラ
は珍しかった時代。わずか0・62平方メートルの
ビル「金ヶ崎解放会館」のすぐ向かいの電柱
にも78年に設置。「労働者の通行量が多く、
けんかや賭博などの犯罪発生率が高い」との
理由だった。カメラは83年までに15台になっ
た。旋回、ズームアップの機能はあるが、録
画はしていないとされた。

銀行などには既にあったが、街頭のカメラ
は珍しかった時代。わずか0・62平方メートルの
ビル「金ヶ崎解放会館」のすぐ向かいの電柱
にも78年に設置。「労働者の通行量が多く、
けんかや賭博などの犯罪発生率が高い」との
理由だった。カメラは83年までに15台になっ
た。旋回、ズームアップの機能はあるが、録
画はしていないとされた。

